

財務書類の分析

統一的な基準による地方公会計の整備により、決算統計に基づく財政指標や地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）における健全化判断比率等の指標に加え、地方公共団体が保有する資産・負債等に関する指標を算出することにより、地方公共団体の財政状況を多角的に分析することが可能となりました。

分析の視点とそれに関する指標は下図のとおり整理されています。

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどのくらいあるか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 有形固定資産減価償却率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率
持続可能性 (健全性)	財政に持続可能性があるか (どのくらい借金があるか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり負債額 ▶ 基礎的財政収支 ▶ 債務償還可能年数
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 性質別・行政目的別行政コスト
自律性	歳入はどのくらい税金等でまかなわれているか (受益者負担の水準はどうなっているか)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 受益者負担の割合

総務省自治財務局財務調査課「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書」（平成 30 年 3 月より）

財政状況の分析については、一つの指標だけで判断するのではなく、複数の指標を組み合わせた分析も行われており、財政状況資料集において、将来負担比率と有形固定資産減価償却比率を組み合わせた分析も公表しています。

次のページからは分析の指標の説明を行っています。計算された指標は概要版に掲載していますので、そちらをご覧ください。

資産形成度に関する指標

資産形成度に関する指標は、将来世代に残る資産はどのくらいあるか、という情報を提供するものです。将来世代に残る資産の状況や固定資産の経年の程度については、貸借対照表の資産の部において示される地方公共団体の保有するストック情報や、減価償却累計額によって初めて明らかになるものです。

《指標の解説》

・住民一人当たり資産額

算定式：資産合計 ÷ 住民基本台帳人口

資産額を住民基本台帳人口で割ることで計算されます。これにより他団体との比較可能性が高まります。

・有形固定資産の行政目的別割合

行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握し、今後の資産整備の方向性を検討するのに役立てることができます。

有形固定資産の行政目的別割合は来年度以降掲載予定です。

・歳入額対資産比率

算定式：資産合計 ÷ 歳入総額

歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が歳入の何年分に相当するかを表し、南魚沼市の資産形成の度合いを測ることができます。

歳入総額とは、前年度からの繰越収入を含み、資金収支計算書の各収入（業務収入、臨時収入、投資活動収入、財務活動収入）及び前年度末資金残高の合計です。

・有形固定資産減価償却率

算定式：
$$\frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

なお、減価償却累計額の算定には耐用年数省令による耐用年数を用いることを原則としているため、資産の長寿命化対策を行った場合に、その結果が直接反映されるものではないことに留意が必要です。

世代間公平性に関する指標

世代間公平性に関する指標は、将来世代と現世代との負担の分担は適切か、という情報を提供するものです。世代間公平性を表す指標としては、地方財政健全化法における将来負担比率もありますが、貸借対照表は、財政運営の結果として、資産形成における将来世代と現世代までの負担のバランスが適切に保たれているのか、どのように推移しているのかを端的に把握することを可能にするものです。

《指標の解説》

・純資産比率

算定式：純資産 ÷ 資産合計

地方公共団体は、地方債の発行を通じて、将来世代と現世代の負担の配分を行います。したがって、純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。

(例) 純資産比率の増加 → 現世代から将来世代への資源の蓄積増

純資産比率の減少 → 現世代から将来世代への負担増

・社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

計算式：地方債残高※ ÷ 有形・無形固定資産合計

※地方債残高（附属明細書（地方債（借入別））から以下を控除したもの

イ 臨時財政特例債

ロ 減税補填債

ハ 臨時税収補てん債

ニ 臨時財政対策債

ホ 減収補填債特例分

社会資本等について将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができます。



持続可能性（健全性）に関する指標

持続可能性（健全性）に関する指標は、財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）、という情報を提供するものです。現状でも健全化判断比率による分析が行われていますが、貸借対照表では、地方債に加えて退職手当引当金や未払金など、発生主義によりすべての負債を捉え分析ができることとなります。

《指標の解説》

・住民一人当たり負債額

算定式：負債合計 ÷ 住民基本台帳人口

負債額を住民基本台帳人口で割ることで計算されます。これにより他団体との比較可能性が高まります。

・基礎的財政収支

算定式：業務活動収支（支払利息支出を除く）

+ 投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）

基礎的財政収支（プライマリーバランス）については、税金・税外収入と公債費を除く歳出との収支を表し、その時点で必要とされる政策的経費を、その時点の税金等でどれだけ賄えているかを表す指標です。

・償還可能年数

算定式：
$$\frac{\text{将来負担額（※1）} - \text{充当可能財源（※2）}}{\text{経常一般財源等（歳入）等（※3）} - \text{経常経費充当財源等（※4）}}$$

※1 将来負担額については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。

※2 充当可能財源は、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高+充当可能特定歳入」とする。

※3 経常一般財源等（歳入）等は、「①経常一般財源等+②減収補填債特例発行額+③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2 収入の状況」、③は地方公共団体健全化法上の実質公債費比率の算定式による。

※4 経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とする。なお、イ～ハは地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式、ニは地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。

イ 債務負担行為に基づく支出のうち交際費に準ずるもの

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 元金償還金（経常経費充当一般財源等）

債務償還可能年数については来年度以降掲載予定です。

効率性に関する指標

効率性に関する指標は、行政サービスは効率的に提供されているか、といった情報を提供するものです。行政コスト計算書は南魚沼市の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストとして表示するものであり、行財政の効率化を目指す際に不可欠な情報を一括して提供するものです。

《指標の解説》

・住民一人当たり行政コスト

算定式：純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口

行政コストを住民基本台帳人口で割ることで計算されます。これにより他団体との比較可能性が高まります。

なお、住民一人当たり行政コストについては、地方公共団体の人口や面積、行政権能等によりおのずから異なるべきものであるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体と比較すべきことに留意が必要です。

・性質別・行政目的別行政コスト

性質別（人件費、物件費等）や行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）に区分し、経年比較することにより、行政コストの増減項目の分析が可能となります。

また、この指標を類似団体と比較することで、当該団体の効率性の評価が可能となります。

性質別・行政目的別行政コストについては来年度以降掲載予定です。

自立性に関する指標

自立性は、歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）といった情報を提供するものです。

《指標の解説》

・受益者負担比率

算定式：経常収益 ÷ 経常費用

行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。

